

「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」の概要

第1編 基本的な考え方

◎・・・改正災対法に基づく項目 ○・・・国取組指針関係項目 ☆・・・県ガイドライン独自項目

趣旨

災害発生時における高齢者、障害者等の避難行動要支援者等に対する支援を適切かつ円滑に推進するため、市町村が行う避難行動要支援者等支援のあり方について、県の基本的な考え方を取りまとめたもの。

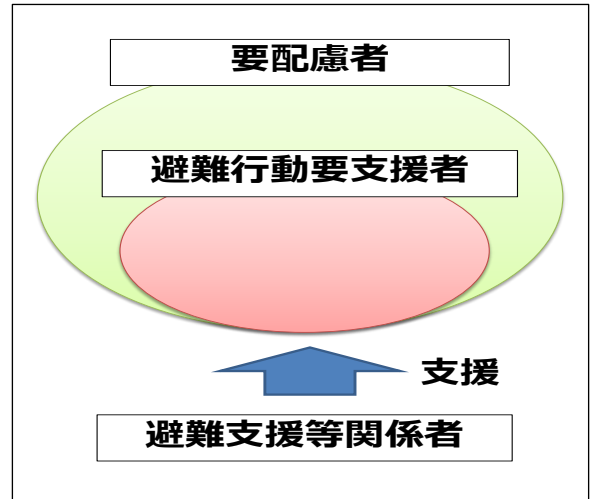
平成18年に取りまとめた「災害時要援護者支援ガイドライン」について、東日本大震災で得られた教訓を踏まえつつ、災害対策基本法の改正、国の「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針※」の内容を反映して改訂した。
(※要配慮者関係部分を反映。)

1. 基本的な考え方

- 平時における対策の必要性
 - ・避難行動要支援者情報の把握
 - ・支援体制確立の必要性
- 支援における「共助」の重要性
 - ・自治会、自主防災組織、近隣住民等による共助の重要性 等

2. 用語の定義

- ◎要配慮者・・・災害時に限定せず一般に配慮を要する者（高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等）
- ◎避難行動要支援者・・・要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者
- ◎避難支援等関係者・・・消防機関、警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者



※災害時要援護者・・・広く定着してきた用語だが、国の取組指針において使用されていないことから、「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の用語に統一。

第2編 平時における避難行動要支援者等に対する支援対策

1. 平時から取り組むべき対策

- ◎全体計画・市町村地域防災計画の策定
- ◎避難行動要支援者名簿の作成
- ◎避難行動要支援者からの名簿情報の提供に関する同意の取得
- ◎避難支援等関係者への名簿情報の提供
- 個別計画の策定
- ☆福祉避難所の役割・重要性・指定施設の要件・協定の内容 等

2. 個人情報に関する事項

- ◎避難行動要支援者名簿の適正な管理
- ◎適切かつ積極的な個人情報の取扱い等

3. その他の対策

- ☆避難準備情報の基準策定
- ☆要配慮者自身の取組
- ☆平時からの見守り体制の構築
- 防災関係部局、福祉関係部局等の連携強化
- 避難施設等の整備
- 医療機関・社会福祉施設・宿泊施設等との連携
- ボランティア活動支援 等

第3編 災害発生時における避難行動要支援者等に対する支援対策

1. 防災情報の伝達・安否確認

- ☆災害の種別に応じた対応
- 避難行動要支援者等の特性に合わせた防災情報の伝達・安否確認 等

2. 避難誘導等の支援体制

- 個別計画に基づく避難支援
- ☆避難行動要支援者の避難誘導時の留意点
- ◎災害時における避難行動要支援者名簿の活用 等

3. 避難所における対策

- 要配慮者の特性に合わせた避難所運営
- 男女共同参画に配慮した避難所運営
- 避難所における情報提供
- ☆震災関連死の防止
- ☆福祉避難所の運営
- 医療機関・社会福祉施設・宿泊施設等との連携
- ボランティアとの連携
- 社会福祉施設等での受入調整 等

第4編 災害復興期における要配慮者等に対する支援対策

- ☆各種保健福祉サービス等の継続
- ☆メンタルケアの実施
- ☆生活再建支援